

児童生徒情報端末用電子教材ライセンス調達事業仕様書

令和4年7月28日
波佐見町教育委員会

(概要)

第1条 この仕様書は、「児童生徒情報端末用電子教材ライセンス調達事業」(以下、「当該事業」という。)に適用する。

2 当該事業において、発注者(波佐見町教育委員会)を「甲」、受注者を「乙」という。

(目的)

第2条 当該事業は、児童生徒用情報端末(Chromebook)に電子教材を導入し、児童生徒に各々に最適化された電子教材による学習環境を整え、本町のICT教育の向上を図ることを目的としている。

(事業名等)

第3条 当該事業の事業名等は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 事業名 | 児童生徒情報端末用電子教材ライセンス調達事業 |
| (2) 事業番号 | 4教総第216号 |
| (3) 履行期間 | 令和7年3月31日まで |
| (4) ライセンス調達期限(初期設定含) | 令和4年9月30日(金)まで |

(事業概要)

第4条 当該事業の概要は、次のとおりとする。

- (1) 児童生徒情報端末用電子教材ライセンス調達
- (2) 初期設定(環境構築)
- (3) 操作研修

(電子教材製品名並びに調達数量等)

第5条 児童生徒用情報端末電子教材製品名及び調達ライセンス数は次のとおりとする。

製品名	ライセンス数	備考
eライブラリアドバンス(小学校追加ライセンス)15ヶ月分	755	追加購入
eライブラリアドバンス基本サービス(中学校版)15ヶ月分	460	新規購入
eライブラリアドバンス基本サービス(小・中学校既存ライセンス継続)15ヶ月分	1,375	既存継続

2 オプションは次のとおりとする。

オプション品名	ライセンス数	備考
小学校プリントパック 15ヶ月分	915	新規購入
中学校プリントパック 30ヶ月分	460	新規購入
小学館スクールナレッジ 30ヶ月分	915	新規購入
100ます計算/100題わり算 30ヶ月分	915	新規購入

- 2 ライセンス使用期間は、令和4年10月1日から令和7年3月31日までとする。
- 3 製品は指定品とし、日本語版で、国内で販売されている最新版とする。

(初期設定等)

- 第6条 乙は調達した電子教材のライセンスに甲が保有する Google アカウント (@hasami.ed.jp、以下「アカウント」という。)との間に甲と協議のうえ最適な認証方法を決定のうえ、初期設定を行うこと。
- 2 乙の初期設定後、甲において特段の操作をせず、調達期限の翌日からアカウントから電子教材にアクセスできること。
 - 3 年度更新処理は、別途発注を行うこととしている。

(操作研修)

- 第7条 調達期限までに、管理画面及び設定変更について、甲の4校教職員職員向けの研修を最低各1回行うものとし、当該事業に含めること。

(ライセンス料の支払い)

- 第8条 ライセンス調達(初期設定含む)の検査合格後に当年分の支払いを行い、翌年度以降は当該年度ごとに1年度分を支払うものとする。

(サポート体制)

- 第9条 検査合格日から半年間において、障害対応並びに設定変更について、無償にて甲に支援を行うこと。

(提出書類)

- 第10条 乙は事業完了時に次の書類を提出すること。
- (1) ライセンス証(設定関連資料含む)
 - (2) 操作説明書
 - (3) サポート体制表(サポート窓口、担当者、電話番号、電子メール等が分かるもの)
 - (4) その他甲乙協議して決定したもの

(疑義)

- 第11条 当該事業の実施に当たって疑義が生じた場合、発注者及び受託者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

(守秘義務)

- 第12条 受注者は当該事業に関するすべての項目について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

(検査)

- 第13条 調達並びに初期設定が完了した際には、甲の検査を受け、不具合があるときは、指定する期日までに再設定等を行うこと。

(注意事項)

第 14 条 本仕様書に示す事項は、主要事項のみ示しているので、本仕様書に明記されていない事項であっても、当該事業の目的達成に際し、当然必要とされる諸費用は見積額に含むものとする。

(その他)

第 15 条 下記に留意のうえ、入札書を提出すること。

(1) 本仕様書の入札に係る一切の費用については、乙の負担とする。

(2) 入札会は、甲の事情により延期又は中止することがある。

この差にも、第 1 号と同様に、甲に一切の請求を行ってはならない。

(3) 提出された入札書等は、返却しない。